

# 税率の検討

## 【現行の制度】

### 定額2段階

	区分	税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	2万円未満	200円
	2万円以上	500円

## 【税率変更で整理すべき事項】

- ・ 宿泊者（納税者）の税負担
- ・ 宿泊事業者（特別徴収義務者）の事務等への影響（負担増）
- ・ 課税の公平性の確保と課税対象者の考え方
- ・ 税収への影響

## 【低価格帯の宿泊施設の宿泊者に対する税率の軽減策（案）】

### 案① 定額3段階（1万円未満の区分を新設するもの）

	区分	税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	1万円未満	100円
	1万円～2万円未満	200円
	2万円以上	500円

### 案② 定額3段階（5千円未満の区分を新設するもの）

	区分	税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	5千円未満	100円
	5千円～2万円未満	200円
	2万円以上	500円

### 案③ 定率

	区分	税額等
1人あたり、1部屋あたり、1棟あたりの 宿泊料金		2%

【税率の検討 比較一覧】

税率(案)	現行	案①	案②	案③
	定額2段階	定額3段階 1万円未満100円	定額3段階 5千円未満100円	定率
20,000円	500円	500円	500円	2%
10,000円	200円	200円	200円	
5,000円		100円	100円	
税込減少額 (R4実績で試算)	7億8千万円	△3億円 (約4割減)	△1.2億円 (約1.5割減)	△2億円 (約2.5割減)

## 〔現行 定額2段階〕

	区分	税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	2万円未満	200円
	2万円以上	500円

### ・現行制度継続の考え方

- (1) 導入後5年を経過し、現行制度が定着してきたところであり、アンケート調査でも一定の理解が得られている。
- (2) 新型コロナの影響で変化が大きく、まだ見直す時期ではないという見方がある。
- (3) 仮に変更した場合、多くの宿泊事業者の負担（システム改修、徴収事務、宿泊者への説明 等）が増えることとなり、混乱が懸念される。

特長	<p>(1) 制度変更に係る負担がない。</p> <p>(2) 宿泊者及び宿泊事業者にとって、簡素で理解しやすい。</p> <p>(3) 宿泊料金の変動する繁忙期においても、1人当たりの宿泊料金が20,000円未満の施設が多く、税額の算定が容易である。</p> <p>(4) 20,000円以上の宿泊料金は税率500円としており、応能課税への配慮も一定程度できている。</p>
課題	<p>(1) 低価格帯の宿泊施設においては、宿泊料金に対して200円は高いと不公平に感じる宿泊者も存在する。</p> <p>(2) ビジネス目的等による長期滞在においては、宿泊料金に比して負担が大きい。</p> <p>(3) 簡易宿泊施設や民泊施設にとっては、事業規模が小さい割に事務への負担が大きい。</p>

ただし、現行制度を維持した場合、条例附則の5年ごとの規定にかかわらず、コロナ禍による影響が沈静化した時点での見直しを検討する必要がある。

## 〔案① 1万円未満100円を新設〕

	区分	税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	1万円未満	100円
	1万円～2万円未満	200円
	2万円以上	500円

### ・考え方

- (1) 宿泊料金にかかわらず、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、免税点を設けず、全ての宿泊者に広く負担を求める原則を維持する。
- (2) その上で、長崎市の制度を参考に、応能課税（納税義務者の支払能力に応じた課税）の考え方も加味して、宿泊料金が低額な宿泊施設への宿泊者の税率を引き下げ、3段階の税率に改める。

特長	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊料金の区分を3段階とすることで、応能課税への配慮が強化される。</li> <li>(2) 低価格帯（宿泊料金10,000円未満）の宿泊施設の宿泊者の税負担が軽減される。</li> </ol>
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 税収の減（令和4年度試算 約3億円減／約4割減）</li> <li>(2) 3段階の税率設定は、導入時の簡素な税制との考え方から乖離する。</li> <li>(3) 宿泊事業者にとっては、税額の判定や申告等の特別徴収事務が現行よりも煩雑になるほか、システム改修の手間と費用がかかる。</li> <li>(4) 10,000円を若干上回る価格帯の宿泊施設の宿泊者及び宿泊事業者からの不満が懸念される。</li> <li>(5) 特に低価格帯の宿泊施設（5,000円未満）の宿泊者及び宿泊事業者にとっての負担の解消の度合いが軽微である。</li> </ol>

## 〔案② 5千円未満100円を新設〕

	区分	税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	5千円未満	100円
	5千円～2万円未満	200円
	2万円以上	500円

### ・考え方

- (1) 宿泊料金にかかわらず、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、免税点を設けず、全ての宿泊者に広く負担を求める原則を維持する。
- (2) その上で、応能課税（納税義務者の支払能力に応じた課税）の考え方も加味して、宿泊料金が特に低額な宿泊施設への宿泊者の税率を引き下げ、3段階の税率に改める。

特長	<p>(1) 宿泊料金の区分を3段階とすることで、応能課税への配慮が強化される。</p> <p>(2) 特に低価格帯（宿泊料金5,000円未満）の宿泊施設の宿泊者の税負担が軽減される。</p>
課題	<p>(1) 税収の減（令和4年度試算 約1.2億円減／1.5割減）</p> <p>(2) 3段階の税率設定は、導入時の簡素な税制との考え方から乖離する。</p> <p>(3) 宿泊事業者にとっては、税額の判定や申告等の特別徴収事務が現行よりも煩雑になるほか、システム改修の手間と費用がかかる。</p> <p>(4) 5,000円を若干上回る価格帯の宿泊施設の宿泊者及び宿泊事業者からの不満が懸念される。</p> <p>(5) 特に低価格帯の宿泊施設（5,000円未満）の宿泊者及び宿泊事業者にとっての負担感は完全には解消されない。</p>

### 〔案③ 定率〕

区分	税額等
1人あたり、1部屋あたり、1棟あたりの 宿泊料金	2%

#### ・考え方

(1) 宿泊料金に応じた負担の公平性（応能課税）が最も担保される方式である。

特長	<p>(1) 税額の負担が宿泊料金に応じた応能課税となる。</p> <p>(2) コンドミニウムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設の場合、1人当たりの宿泊料金を計算する必要がなく、税額の計算が容易である。</p>
課題	<p>(1) 税収の減（令和4年度試算 約2億円減／約2.5割減）</p> <p>(2) 応能課税の考え方に依拠するもので、導入当初の応益課税の考え方から乖離する。</p> <p>(3) 1人当たりの宿泊料金が明確な場合は、定額制より分かりづらい。</p> <p>(4) 全ての宿泊事業者側の事務処理(端数計算や領収書等の表示)が煩雑になる。</p> <p>(5) 全ての宿泊事業者にシステム改修の手間と費用がかかる。</p>